

企業誘致等促進条例の改正について

条例目的 この条例は、企業誘致の促進及び地域産業の創出を図るため、事業所の新設や増設をする者に、固定資産税・都市計画税相当分の事業所設置奨励金や市内居住者の新規雇用に伴う雇用奨励金の交付を行い、本市の経済振興を図る。

改正理由 令和 5 年 3 月 31 日で効力を失うため、5 年間の延長を行うもの

実績 投下固定資産額約 265 億円、雇用増加 580 人 資料 2-2 のとおり

◎改正のポイント

- ・ 基本的には、県内他市と比較しても高い水準にある現在の奨励措置を継続し、企業誘致の促進及び地域産業の創出を図る
- ・ ただし、空港関連事業所に対する奨励措置は、空港開港後 10 年間の事業所の進出状況等を勘案し、見直す。

見直しの概要

| | | | |
|------|---|--|--------------------|
| 業種 | 製造業、運輸業、情報通信業、卸売業、倉庫業、物品賃借業、学術研究、機械等修理業 等 | → 継続 | |
| 投資要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業、運輸業 大企業：5 億円以上かつ 10 人以上 中小企業：2,000 万円以上かつ 5 人以上 ・ 情報通信業、卸売業等 大企業：1 億円以上かつ 5 人以上 中小企業：2,000 万円以上かつ 2 人以上 ・ 空港に関連する製造業、運輸業 大企業：3 億円以上かつ 5 人以上 中小企業：1,000 万円以上かつ 3 人以上 ・ 経営革新計画等承認事業者 | → 継続 → 投資要件緩和は廃止 → 他の支援措置が創設されたため廃止 | |
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地、建物、機械及び装置 ・ 工具、器具、備品 <small>(経営革新計画等承認事業者のみ)</small> | → 継続 → 上述理由により廃止 | |
| 奨励金 | 事業所設置 | 固定資産税＋都市計画税相当分 3 年度間、金額上限なし | → 継続 |
| | 雇用 | 正社員 年 50 万円、新卒 年 60 万円×1 年 障害者 上述+年 10 万円×3 年 金額上限なし | → 継続 |
| | 賃借料 | 空港関連の店舗等賃借料 年 150 万円を上限×3 年 (投資要件は空港関連であれば対象) | → 10 年間の進出状況等により廃止 |

